

第 66 回 伊勢市都市計画審議会  
議事録要旨

令和4年8月25日

## 第 66 回伊勢市都市計画審議会

日 時 令和 4 年 8 月 25 日（木）午前 10 時から

場 所 伊勢市役所本館 3 階 委員会室

委員出席者	浅野 聡	伊藤 良栄	笠原 正嗣
	酒徳 雅明	宮崎 誠	北村 勝
	野口 佳子	辻 孝記	宿 典泰
	河村 幸久	竹本 訓子	千島 孝弘
	中出 睦	森井 美恵	

出席幹事等 市長 鈴木 健一  
副市長 福井 敏人  
都市整備部長 荒木 一彦  
上下水道部長 成川 誠  
危機管理部長 日置 和宏  
都市整備部次長兼監理課長 上田 淳一  
都市整備部参事兼都市計画課長 中村 哲也  
都市整備部基盤整備課長 見並 卓也  
都市整備部維持課長 濱口 新  
下水道建設課副参事兼雨水施設整備係長 岡井 孝浩

事務局 都市計画課主幹兼計画係長 青山  
都市計画課開発調整係長 西山  
計画係 小長谷・橋本・長井

司会進行 事務局（都市計画課長）

傍聴人 3 名

議事録署名 北村委員、竹本委員（議長指名）

## 【内容】

### 審議案件

- 議案第 1 号 伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）
- 議案第 2 号 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）
- 議案第 3 号 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書
- 議案第 4 号 建築基準法第 51 条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置

### 事前説明案件

- (1) 伊勢市立地適正化計画の見直し

## 【発言内容】

### 審議案件

- 議案第1号 伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）
- 議案第2号 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）
- 議案第3号 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書

### 説明

#### ◆事務局

議案第1号「伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）」、議案第2号「伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）」及び議案第3号「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」について、議案書に沿って説明。

詳細な内容については議案書及び議案関連資料参照。

### 意見・質問

#### ◆委員

環境影響評価書について、前回、同意や承認をするものかと質問し、そのときは参考資料的な扱いと聞いたが、今回議案となっている。どう理解すればよいのか。

#### ◆事務局

今回、審議案件ということで、意見、質問をいただけたらと考えている。

ただし、審議の主な観点は、この場所に都市計画決定を行ってよいか、環境影響評価の手続きが都市計画の手続きと整合が取れているか、ということになる。

また、今回の環境影響評価書は、県との協議が済んだものであるが、意見を妨げるものではない。

#### ◆委員

内容の整合性を確認し答申するということがよいか。

中身を確認しなければならぬので、前回から気になっている。意見書に対する見解がその答えでいいのか気になり前回質問したが、あくまで参考ということだったのでそれでいいことにした。

議案第3号の1ページ目、「環境影響評価評価書」というのは、「評価書」でよいのではないか。

#### ◆事務局

「環境影響評価評価書」となっているが、「環境影響評価書」に訂正していただきたい。

#### ◆会長

議案関連資料にフロー図がある。前回審議会では、環境影響評価や手続きについて、きちんと公告縦覧や説明会なども開催されていることを確認した。

このたび、審議会でも都市施設を決定するにあたり、環境影響評価書を出さないと都市施設の是非について承認ができないということで、議案となっていると思う。環境影響評価書のポイントを確認したい。

#### ◆事業者

議案第3号「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」に沿って説明。

詳細な内容については議案書参照。

#### ◆会長

環境影響評価書を行った結果、どれも環境基準を大きく超えるものはなかったということで、環境影響評価上は悪影響が出ないと考えられるという説明であった。

#### ◆委員

議案3は環境影響評価書の概要書である。本編も見ないといけないのではないか。

5ページの悪臭に、「定量下限値未満は微量であり」とあるが、定量下限値はいくつなのか。10未満だと多くの人がにおいを感じない程度だということであれば、その辺りが本編に書いてあるのか。

6ページの廃棄物等は予測結果の表だけが掲載されているので読み方がわからない。

議案関連資料の2ページ、4大気、水質、廃棄物に、既存工作物の撤去に伴う環境影響評価とあるが、概要書2ページではその他の項目になっていて詳しく載っていないので、この部分が審議されない状態で議事録が完成されると思う。

その辺りを少し補完して、都市計画変更にゴーをかけるというようなものにしていかないといけないと思った。

◆会長

概要版では主要なところを抜き出している。細かくは本編を見れば記載されているということで資料を出していると思うが、委員の確認の方法はいかがか。

◆事務局

委員の御指摘のとおり、今回概要版でお示した。

評価書の本編の縦覧は10月以降を予定している。今回は、概要版で環境影響についてはおおむね大丈夫であるというところでまとめている。

評価書を見たいということであれば、それは可能である。

◆会長

審議会終了後に希望される方は本編も見ることができるといいか。

◆事務局

すぐ見てもらうことはできない。これから印刷をかける。

かなりページ数が多く部数も多いので、日数はかかるが見ることはできる。

◆会長

事務局として主な項目は資料として出しているということで、審議会の議事録は環境影響評価書の概要版で説明されたということを記録しておくというこ  
とでいいか。

◆事務局

概要版で説明したということを記載させていただく。

◆会長

それでは正確に記載し、概要版に、今報告された項目について、基準値に収まっていることを確認したということで、判断いただけたらと思う。

詳細を確認したいということであれば、本編で確認してください。

◆委員

4ページの将来濃度や寄与濃度の数字について、予測値は計算値と思うが、この桁数や数値に将来検証可能な正確さがあるのか。

◆事業者

寄与濃度とか将来濃度は、将来の排ガス量や規制する排ガスの物質の濃度か

ら算出した値であるので、ここまでの精度の計測はなかなか難しい。

現況濃度が実測の計測値で、寄与濃度や将来濃度は計算値になるが、これらを足した値が将来濃度となっている。

今回の寄与濃度、将来濃度というのは、実測する値に対して10分の1や100分の1、それぐらいの濃度でしか新しい施設というのは、環境に影響しないということを示し、理解してもらうために算出した結果である。

#### ◆会長

この件については、何度かこの都市計画審議会で報告をさせていただき、経緯の説明もさせていただいた。

それでは、議案第1号、伊勢都市計画ごみ処理場の変更、議案第2号伊勢都市計画課特定用途制限地域の変更、議案第3号伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書について、原案に同意するという事で答申することによいか。

<異議なし>

#### 審議案件

○議案第4号 建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置

#### ◆会長

今回民間事業者から一般廃棄物処理施設の許可申請が三重県に出されたので、三重県から本審議会に付議され、その敷地の位置について審議をさせていただく。

事務局の説明の後、質疑については、事業者からの回答も必要なため、事業者にも入室してもらい、審議の際には退出としたいがよいか。

<異議なし>

(事業者入室)

#### 説明

#### ◆事務局

議案第4号「建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設

の敷地の位置」について、議案書に沿って説明。  
詳細な内容については議案書及び議案関連資料参照。

#### 意見・質問

##### ◆会長

事業内容について質問はあるか。

<意見なし>

##### ◆会長

それではここから審議に入るので事業者の方は退室願う。

##### ◆会長

引き続き、都市計画決定について質問はあるか。

<意見なし>

##### ◆会長

今回は工業専用地域における一般廃棄物処理施設なので、土地利用上も問題はないと思う。

異議、質問がないので、議案第4号「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置」について、都市計画上支障を及ぼすおそれがないということを確認、答申したいがよいか。

<異議なし>

#### 事前説明案件

(1) 伊勢市立地適正化計画の見直し

#### 説明

##### ◆事務局

事前説明案件について、資料1に沿って説明。  
詳細な内容については資料1を参照。



◆会長

資料1について、より正確にデータを比較するためにグラフを差し替えるという説明であった。この部分に関して質問はあるか。

<意見なし>

説明

◆事務局

資料2の前半（第4章）について、資料に沿って説明。  
詳細な内容については資料2、第4章を参照。

意見・質問

◆委員

ハード面とかソフト面といった事業を計画に盛り込む必要性があるのか。もしそこまで考えるのであれば、地震時の液状化は対象外にするのはどうなのか。それを防災計画的な形とする必要性があるのか。

◆事務局

都市計画運用指針において、防災指針は具体的な取組みとあわせ定めることとなっている。

具体的なハードやソフトの取組みは、新たに作ったわけではなく、現在、国、県、市が取り組んでいる様々な取組みを整理したものである。

◆委員

伊勢市の防災や減災に関わる防災計画は、これまで存在していないのか。地域ごとの問題を考えなければいけない状態ではないのではないか。

◆事務局

法改正の趣旨を踏まえ、近年頻発している水災害に重きを置いて見直しをしているため、液状化等々については、今回対象外とした。

防災に関する計画としては、伊勢市地域防災計画がある。

◆委員

当然あったのだと思う。防災指針とはどのような関係になるのか。

#### ◆事務局

他の計画と違うところは、運用指針や手引きにより、災害リスクを分析するということが必要になっており、そのリスクの分析にあたっては、ハザード情報と都市の情報を地図上で重ね合わせて分析しなければならないこととなっている。

#### ◆会長

液状化は、敷地ごとに一つ一つ調査しないと予測はできない。土地は少し離れただけで状況が違うので、エリアで液状化による建物倒壊の確率を正確にあらわすのは難しいと聞いている。

液状化などもとても重要だと思うので、きちんと検討できるような情報になったときには、追加していく必要があると思う。

今回は、政策に反映可能な公表されているハザードマップは、原則として全て取り入れているということによかったか。

#### ◆事務局

今あるハザードマップは、網羅していると考えている。さらに、未公表の高頻度や中頻度を含めている。

#### ◆会長

新しいハザードマップがこれから随時公表されていくと思うので、今後追加することも出てくると思う。

#### ◆委員

48 ページ、雨水出水（内水）と高潮のハザード情報のところには「(想定最大規模)」の記載がない。他のハザードと表記を統一すべきである。

49 ページ、西暦表記があるので表記を統一すべきである。

83 ページ、災害リスクを低減するソフト施策のところに、防災教育の支援などがある。前ページに共助という表記があるので、例えば、住民間の協力体制の確認や構築といった考え方を入れなくていいか。そういった住民の人たちの協力体制をどうするかという部分もソフトとして重要だと思う。

#### ◆事務局

48 ページ、41 ページについて、他の表記方法と統一するよう修正をさせていただきたい。

83 ページの住民等の協力体制についても、記載を検討させていただきたい。

## 説明

### ◆事務局

資料2の後半（第5章から第7章）について、資料に沿って説明。  
詳細な内容については資料2第5章、第6章、第7章を参照。

## 意見・質問

### ◆委員

伊勢市二見町茶屋地区景観委員会の委員をしている。二見地区はとても海に近い。名勝二見浦というのも記載されているが、景観を守るということと、こういう都市機能区域は、別々で考えるのか、それともリンクしていくような考え方になるのか。

### ◆事務局

第5章の都市機能区域の設定、都市機能区域の判別において視点をいくつか設けており、その中の視点6として、景観を含めて検討をしている。判別していく経過の中で津波浸水があるため、二見地区については都市機能誘導区域ではなく、都市機能維持ゾーンとして位置づけをしている。

### ◆委員

何度か二見町茶屋地区景観委員会に出席したが、いつも会議の住民の考え方と、この都市機能と、防災の考え方というのは随分ギャップがあると思う。この辺の意思統一というのもこれから図っていかないといけないと思う。

### ◆事務局

委員会には住民代表の方が数名おり、津波に対する心配と景観のことをあわせて議論して、なかなか難しい課題だと認識している。

そういった課題を理解しながら、また景観のあり方について考えていきたい。

### ◆委員

二見は津波災害をどうするか、すごく重要だと思う。

二見は、明治以降に観光地として発達したが、想定される最大級の地震が来ると大きな津波が来る可能性がある。すぐに解決はできないが、安全対策と観光の両立、それから居住のバランスをどうとるかということが今問われていると思う。直ちに答えは出るものではないが、やはり話し合い、問題意識を共有していくということがスタートとして重要と思う。

この立地適正化計画については、計画に反映できるハザードマップは今回取り入れてきた。防災対策について、少しずつ精度が高くなってきていると思う。

◆委員

123 ページ、124 ページだが、ここで第9次老人福祉計画、第8期介護保険事業計画を抜粋されて掲載されていると思うが、中学校区12地区との表現は、中学校区が以前とは変わっているので、掲載の仕方を考えなければいけない。

◆事務局

確認して訂正させていただきたい。

◆委員

119 ページだが、①伊勢市宇治山田駅周辺、3行目「また各地域との公共交通も充実しており」とある。確かに充実していると思うが、公共交通網の起点であると思うので、例えば、その公共交通網の起点であり、という表記のほうがいいのではないか。充実だけではなくハブとしての機能があると思う。

◆事務局

記載について検討したいと思う。

◆委員

二見の光の街、明野の大仏山の分譲地など、高台で新しく造成された住宅地がある。それらは飛び地になっているという理由で居住誘導区域から外されているが、飛び地になっていても居住誘導区域にしてもよいというQ&Aもある。

一方で、辻久留台や大倉うぐいす台は、古い団地で、半数近くが狭い道路から少し宅地が上がって、昭和時代の小さな車のためのカーポートが1台ある団地である。これは若い方にとってもお年寄りにとっても、安心安全ではないように思う。前回も意見したが、辻久留台の上のほうは土砂災害のレッドゾーンが指定されている。土砂災害については、特に建築の規制がないので、居住誘導区域から外していないという記述があったが、近年の集中豪雨や長時間の豪雨で、土砂災害というのは、十分注意をしなければいけないと思う。

誘導施設についても、暮らし方が変わっている。銀行の統廃合も進んでいるが、そういう施設がいくつあるかということが判断基準の一つになっていた。コンビニがあれば、住民票もマイナンバーカードで取れたり、ATMがあれば銀行の機能が果たせるなど、暮らしぶりが変わってきている。その辺は、判断基準を見直し、安心して安全に暮らせるまちづくりということを主にして、これから検討

を進めていってほしい。

◆事務局

確かに状況がいろいろ変わってきているが、つくってからまだ数年しか経ってない。今回防災指針をつくったことによる変更ということで、危険な区域を除くという考え方で居住誘導区域の再設定をしているため、その辺りは今回含めていない。次回検証する中でそういった見直しも検討したい。

◆会長

判断基準を常に見直していかないといけないと思うので、全面的に見直す時期には、今いただいた意見などを踏まえて、マイナーチェンジしないといけない項目も出てくると思う。

本日はまだ事前説明案件であり、今後、審議事項として出てくることになるので、そのときまた意見をいただけたらと思う。

事務局から今後のスケジュールを説明してほしい。

◆事務局

次回 11 月に予定している審議会のあと、パブリックコメントをかけて、1 月に審議ということになる。

◆会長

1 月頃に議案審議ということなので、それまでに、意見や確認があれば、事務局に連絡してください。

◆事務局

事前説明案件当日資料につきましては会議終了後回収するので、お帰りの際には席にそのまま置いていただくようお願いする。

◆会長

以上をもって、第 66 回伊勢市都市計画審議会を終了する。

<閉会>